第

3 2 2 6

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 3月 8日 木曜日

発行所

뭉

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 相続と消費税

A:被相続人の準確定申告及び相続人の届出などに注意してください。

【解説】

① 準確定申告

課税事業者である被相続人が死亡した場合、相続人は、その年1月1日から死亡した日までの期間分の申告(準確定申告)を死亡日の翌日から4ヶ月以内に提出しなければなりません。

- ② 個人事業者の死亡届出書 課税事業者である被相続人が死亡した場合、 相続人は、個人事業者の死亡届出書を提出 しなければなりません。
- ③ 簡易課税選択届出書の提出 免税事業者である相続人が、課税事業者で ある被相続人の事業を承継したときは、相 続開始の翌日からその年末までの分につい ては消費税の課税事業者となります。ただ し、届出書の効力は、相続人には引き継が れませんので、相続人が簡易課税を選択届出 ようとする場合には、簡易課税選択届出書 を提出しなければなりません。なお、この 場合には、年の中途から課税事業者となる 相続人については、届出書を提出した年か ら簡易課税の適用を受けることができるこ ととなっています。







